

下越地区運送事業労災保険加入組合格約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本組合は、下越地区運送事業労災保険加入組合（以下「本組合」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本組合の事務所は、新潟県阿賀野市山口町一丁目1696番地、協同組合下越労務協会内に置く。

(目 的)

第3条 本組合は、組合員の経済的、社会的地位向上と、組合員の事業の発展に寄与すると共に組合員の福祉の増進及び組合員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本組合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 組合員の福利厚生に関すること
- (2) 組合員相互の知識、技術向上のための研修会、講習会の開催に関すること
- (3) 労働安全衛生法、労働災害防止規定に関する指導研究並びに諸官庁提出書類に関する相談及び指導に関すること
- (4) 労災保険一人親方組合等特別加入に関する事業として、組合員の業務上災害発生の際における災害補償のため、労災保険一人親方組合等特別加入に関する加入・変更の申請、労災保険料の納付、災害発生時における労災保険給付の請求事務等に関すること
- (5) その他本組合の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 本組合の組合員たる資格を有するものは、次の各号すべての要件を備えているものとする。

- (1) 労働者災害補償保険法第33条第3号、4号に該当する者
- (2) 新潟県下越地区で労働者災害補償保険法施行規則第46条の17、第1号の職種の事業を営む事業主及びその役員、専従者等である者

(入 会)

第6条 本組合の組合員となるには、所定の事務委託書を本組合に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 組合員となる資格を有する者は、組合長の承認を得て本会に入会することができる。ただし、組合長が承認した本組合員については、次の理事会に報告して承認を得なければならない。

(会費及び手数料)

第7条 この組合の組合員は、組合長の定める納期までに、毎事業年度分の組合費を納付しなければならない。

- 2 組合に加入するときは、加入金5,000円を納入するものとする。
- 3 組合費は、月額1,000円とし、年額12,000円とする。
- 4 労働保険の手続きを行うため、毎年5月に手数料として10,000円を徴収する。

(資格の喪失)

第8条 本組合員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 本組合を脱退したとき
- (2) 第5条の各号の要件のいずれかに該当しなくなったとき
- (3) 本組合を除名されたとき

(組合員の義務)

第9条 組合員は次の義務を負う。

- (1) 本組合規則並びに諸規定等を遵守する義務
- (2) 本組合の組合費及び手数料を納入する義務

(制 裁)

第9条の2 組合員に次に相当する事由があるときは、理事会において制裁する。

- (1) 労働保険料を納入しないとき
 - (2) 組合費及び手数料を納入しないとき
 - (3) 組合規約及び災害防止規定に違反し、注意してもあらたまらないとき
- 2 制裁を受けた者については、組合員の資格を停止する。
 - 3 組合員の資格を停止された者については、労災保険の加入を取消しを申請する。

(脱 退)

第10条 本組合を脱退する者は、脱退届を本組合宛に提出しなければならない。脱退を希望する者に未納の組合費及び手数料があるときは、退会までに完納しなければならない。

- 2 組合員が所在不明のまま連絡がとれずに1年以上経過したときは、総

会の議を経て脱退したものとみなす。

(除 名)

第11条 組合長は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。

- (1) 前条による制裁を受けても反省がないとき
- (2) この組合の事業を妨げる行為をしたとき

第3章 役 員

(役 員)

第12条 この組合に、次の役員を置く。

- (1) 組合長 1名
- (2) 理 事 若干名
- (3) 監 事 2名

2 役員は、役員の業務を遂行する能力を有する者（本組合の組合員であるか否かを問わない。）のうちから、総会において選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再選することを妨げない。

4 役員は、組合員総数の5分の1以上の請求により、任期中でも総会においてこれを改選することができる。

(役員を選任)

第13条 削除

(役員職務)

第14条 組合長は、本組合を代表し会務を総理する。

2 副組合長は、組合長を補佐し組合長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、会務を執行する。

4 監事は、財産の状況の監査及び組合員の業務執行の状況を監査し、不正を発見したときは、これを総会に報告する。

(役員任期)

第15条 削除

(役員退任)

第16条 削除

(役員解任)

第17条 削除

(顧問及び参与)

第18条 削除

第4章 事務局

(職員)

- 第19条 本組合の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長1名、職員若干名を置く。
 - 3 職員の任免並びに服務報酬等に関する事項は、総会の議を経て理事会でこれを定める。
 - 4 事務局長は、事務局を統括する。

第5章 総会

(総会の種類)

- 第20条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

- 第21条 定時総会は、毎年1回決算期より2カ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、必要な都度組合長がこれを招集する。
 - 3 組合員総数の3分の1以上から総会招集の要求があったときには臨時総会を開催することがある。

(総会の招集)

- 第22条 総会は組合長が招集する。
- 2 総会を招集するには組合長に対して、会議の日時場所及び会議の目的等の事項を記載して、開催する日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議事等)

- 第23条 総会は、組合員総数の過半数以上（委任状提出を含む）の出席がなければ開催することができない。
- 2 総会の議決は、出席した組合員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
 - 3 総会の議長は、出席者の互選によって定める。
 - 4 会議の議事については、議事録を作成し出席役員が署名押印の上、保存しなければならない。

(総会の議決事項)

- 第24条 この規約で定めるものの他、次の事項は議会の議決を経なければならない。
- (1) 規約の変更
 - (2) 事業計画、事業報告及び収支予算の決定又は変更
 - (3) 決算の報告

(4) その他組合員に重大なる影響のある事項の決定又は変更
(特別の議決)

第25条 次の事項は、総会の出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員解任
- (3) 本組合の解散

第6章 役員会

(役員会)

第26条 本組合の重要事項を執行するため役員会を置く。

2 役員会は組合長が招集し、その議長となる。

(役員会の議事等)

第27条

- (1) 役員会は、役員総数の2分の1以上(委任状提出者を含む)の出席で成立する。
- (2) 役員会の議決方法は、出席役員過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (3) 組合長は、至急に議決を要する必要がある場合は、書面を送付して賛否を求め役員会に代えることができる。
- (4) 理事は、役員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

(役員会の付議事項)

第28条 この規約に定めるもののほか、次の事項は役員会の議決を経なければならない。

- (1) 本組合の諸規定の決定及び変更
- (2) 収支予算の流用及び補正
- (3) 組合員の制裁に関する事項
- (4) 次の総会が開かれるまでの重要事項の決定

(組合長の専決権)

第29条 組合長の専決権の行使は次のとおりとする。

- (1) 組合長は、特に至急を要する事項については、本会の目的及び組合員の利益に反しない限り、役員会の議決を経ないで会務を執行する権限を有する。
- (2) 組合長は、前項の規定により専決した事項について、その後招集した役員会及び総会に報告し、その承認を得なければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本組合の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 組合費
- (2) 手数料
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本組合の資産は組合長が管理し、その方法は総会の決議による。

(経 費)

第32条 本組合の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第33条 本組合の収支予算は、毎年度総会の議決を経て定め、収支予算はその年度末財産目録とともに、監事の監査を経て総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第34条 本組合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、初年度については、規約施行の日に始まり最初に到来する3月31日に終るものとする。

(その他の事項)

第35条 本規約に定めなきものは、その他の諸法令に基づくものとする。

付 則

(施 行)

第36条 本規約は、本組合が一人親方等特別加入団体として新潟労働局長の承認を受けた日より施行する。

- 2 本規約は、平成16年8月26日一部改正
- 3 本規約は、平成18年4月20日一部改正
- 4 本規約は、平成31年4月18日一部改正